



5感第379号
5薬第449号
令和5年(2023年)11月14日

医療機関の長様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金に係る
医療人材確保・派遣等支援事業の実施要領の改正について(通知)

本県の健康福祉行政については、日ごろから御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記補助金及び医療従事者等に関する補助事業については、令和5年度も引き続き交付要綱及び実施要領を定め実施してきているところですが、一部事業について補助対象期間を令和6年3月31日まで延長することとなり、別添のとおり交付要綱及び実施要領を改正しましたので、通知します。

事業を実施する場合又は事前に着手した場合は、下記3により、関係書類を提出してください。

記

- 1 改正となる事業
医療人材確保・派遣等支援事業

2 実施期間

事業名	期間
医療人材確保・派遣等支援事業	
①新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	①令和5年4月1日から <u>令和6年3月31日</u> まで
②新型コロナウイルスに感染した医師等に代わり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	②令和5年4月1日から令和5年5月7日まで
③新型コロナウイルス感染症の影響に対応した医療機関の地域医療支援体制構築事業	③令和5年4月1日から令和5年5月7日まで

※下線部が改正箇所となります。

- 3 提出書類
- ・事前着手届(様式第6号)
 - ・交付申請書(様式第2号)
 - ・経費所要額調(様式第2号別紙1)

- ・事業計画書（様式第2号別紙2）
- ・積算表
- ・経費の根拠となる資料（領収書等の写し）
- ・その他参考となる書類

※いずれも、上記に示した期間までの実績値を記入してください。

4 提出期限

令和5年12月8日（金）

4 提出方法

電子メール（アドレス：kansen-shizai@pref.nagano.lg.jp）により提出

5 留意事項

(1) 「医療人材確保・派遣等支援事業」照会先

薬剤師の派遣に係る照会	薬事管理課
上記以外の事業全般に係る照会	感染症対策課

(2) 令和5年4月1日以降着手の事業が対象となりますので、交付決定前であっても着手は可能です（交付要綱第10に定める事前着手届の提出が必要）。ただし、着手済みの部分であっても、審査の結果交付決定がなされない場合もありますので、予めご了承ください。

（問い合わせ先）

感染症対策課 総務担当 大井

電 話：026-235-7378

F A X：026-235-7334

E-mail：kansen-shizai@pref.nagano.lg.jp

（問い合わせ先）

薬事管理課 薬事温泉係 加藤

電 話：026-235-7157

F A X：026-235-7398

E-mail：yakuji@pref.nagano.lg.jp